（受注者等→労働者）

北上市公契約条例に関するお知らせ

～公契約に係る業務に従事するみなさまへ～

|  |  |
| --- | --- |
| 契約名 |  |
| 下請等契約名 |  |
| 契約締結日 | 年　　月　　日 | 下請等契約締結日 | 　年　　月　　日 |

この契約は、北上市公契約条例で定める公契約に該当しています。

北上市公契約条例では、以下のことが定められています。

**①受注者及び下請負者等は、公契約に携わる者として社会的責任を自覚し、労働基**

**準法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行すること**

**②受注者及び下請負者等は、労働者等の適正な労働環境の確保に努めること**

主な法令遵守事項

**○　受注者及び下請負者等は、法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと。**

**○　労働者を健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させること。**

**○　受注者及び下請負者等は、労災保険に加入すること。**

また、労働者は受注者が労働基準法その他関係法令又は北上市公契約条例を遵守していないと考える場合は、市に申し出ることができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 住所 | 電話番号 |
| 北上市財務部契約検査課 | 〒024-8501　北上市芳町1-1（北上市役所本庁舎５階） | 0197-72-8262 |

※申し出をしたことを理由に、不利益な取り扱いを受けることはありません。

※公契約とは…市が発注する工事、業務委託その他の契約及び指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定をいいます。

※北上市公契約条例の対象となる労働者は、受注者又は下請負者等に雇用され、当該契約に係る業務に従事する者をいいます。